

広報

六が

まちの情報紙



2013

4

国民健康保険のこと

町長への手紙 / 緑のふるさと協力隊

No.788

2月17日

第24回 多賀の農業・農山村を考えるつどい

多賀の農林業の持続的な発展と、農山村の振興を図ることを目的に『第24回多賀の農業・農山村を考えるつどい』が、2月17日多賀町中央公民館で開催されました。

160人以上の皆さんのご参加の下、多賀小学校6年生の宮野明日香さんが、小学4年生から3年間継続調査した自由研究「私の住んでいる町・多賀町四手の野生動物による被害・行動 2010～2012年」を発表され

ました。

また休憩時には、シカ肉ハンバーグや炊き込みご飯、にんじんジャムを使ったサンドイッチなどの試食が行われ、参加者の方からは「クセは感じられず、おいしい」と好評でした。

さらに講演では、農家レストラン「バーバースダイニング」の代表取締役である後藤展子さんから、成功の秘訣などのお話がありました。生産農家の女性たちが資本金を出し合っ

て会社を設立、岐阜県の中津川インターの近くにある「ちこり村」でレストランを開店されました。今では地元産の食材を生かしたメニューが好評です。その生産から加工・販売までの取り組みを伺い、今後の参考にさせていただきました。

今後もつどいを契機として、多賀の農山村がキラリと光るための取り組みを町民の皆さんとともに考えてまいりたいと思います。



1月17日

第65回 滋賀県中学校冬季体育大会 スキー競技会出場

多賀中学校2年生の辻村友寿さんが、箱館山スキー場で開催された上記競技会に出場され、ジャイアントスラローム男子の種目で昨年に引き続きみごと優勝されました。その後、1月27日、28日の第19回近畿中学校ス

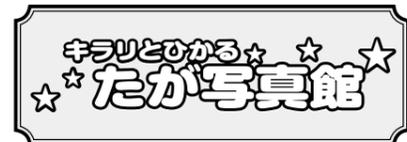
キー大会(兵庫県奥神鍋スキー場)、2月2日から6日までの第50回全国中学校スキー大会(富山県立山山麓スキー場)へそれぞれ出場され、近畿大会では第8位入賞されました。辻村さん、おめでとうございます。



10月27日

第43回 ジュニアオリンピック

多賀中学校1年生の棚池夏芽さんが、神奈川県日産スタジアムで開催された上記陸上競技大会800メートル走に出場されました。ジュニアオリンピック出場おめでとうございます。今後も活躍を期待しています。



毎月の10カ月健診時にふれあいの郷で撮影しています。
※詳しくは企画課広報担当へお問い合わせください。



木下 結乃ちゃん

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険(国保)への加入・脱退の届け出は必ず14日以内に!

職場の健康保険(健康保険組合・共済組合・船員保険など)、後期高齢者医療制度に加入している方、または

生活保護を受けている以外の方は、すべて国民健康保険に加入することになります。

次のようなときには、必ず14日以内に税務住民課の窓口へ届け出をしてください。

国民健康保険に加入するとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)	住基カードまたは転出証明書、印鑑
職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
職場の健康保険の扶養家族からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑

〈注意〉保険税を国民健康保険の資格を得た月から納めていただくことになります。加入の届け出が遅れると、さかのぼって納めなければなりません。

国民健康保険を脱退するとき	手続きに必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	被保険者証、印鑑
職場の健康保険の被保険者となったとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの)、印鑑
職場の健康保険の扶養家族となったとき	
死亡したとき	被保険者証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、印鑑

〈注意〉届け出が遅れると、保険税が納めすぎになってしまうことがあります。

その他	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	被保険者証、印鑑
被保険者証をなくしたとき	身分を証明するもの(使えなくなった被保険者証など)、印鑑
被保険者証が汚れて使えなくなったとき	

交通事故などでケガをしたら

必ず届け出をしてください

交通事故など、他人の行為が原因でケガなどを被り、被保険者証を使って治療を受けるときは、すぐに警察に届けると同時に、税務住民課の窓口への届け出が必要となります。

医療費は加害者負担が原則

この場合にかかった医療費は、被害者に過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、国民健康保険で治療した場合、加害者が負担すべき医療費は、国民健康保険が一時立て替えて支払っ

ています。

届け出の手順

- ①警察に届け出る
交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て「交通事故証明書」をもらいます。
- ②税務住民課の窓口へ届け出る
税務住民課の窓口へ「第三者行為による傷病届」などを提出してください。

届け出に必要な書類

- ・第三者行為による傷病届
- ・交通事故証明書

- ・被保険者証
- ・その他、必要書類

※全部がそろわなくても、まず届け出をしてください。

示談の前にご相談を

加害者から治療費を受け取ったり示談をすませたりしてしまうと、国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前に、必ず税務住民課の窓口にご相談ください。



税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

平成25年度国民健康保険税の仮徴収が始まります

特別徴収(年金引き落とし)の方

平成25年2月に特別徴収だった方は、4月から平成25年度保険税の仮徴収が始まります。4月・6月・8月の年金から、2月に徴収した額と同額を徴収します。

平成24年度	平成25年		
本徴収	仮徴収		
平成25年2月 (例)6,400円	4月 6,400円	6月 6,400円	8月 6,400円

国民健康保険税率(平成20年度～)

区分	算定基礎	医療分 (0～74歳)	後期高齢支援金分 (0～74歳)	介護分 (40～64歳)
所得割	加入者の前年所得額から基礎控除33万円を控除した額	5.2%	2.0%	1.5%
資産割	加入者の該当年度分の固定資産税額(土地・家屋の部分)	13.0%	4.5%	4.5%
均等割	加入者1人についての額	22,000円	8,000円	8,500円
平等割	加入1世帯についての額	20,000円	7,300円	5,600円

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証を送付しました

平成25年4月1日から使用できる新しい被保険者証(桃色)を、3月に簡易書留郵便で送付しました。これまでの被保険者証(紫色)は、税務住民課の窓口に返却するか、各自で確実に処分してください。

なお、保険税を滞納している世帯には、やむを得ず有効期間の短い短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付する措置をとる場合があります。納付が困難なときには、滞納をそのままにせず、お早めに税務住民課に相談してください。

また、70歳から74歳の被保険者に交付している高齢受給者証(うすだいたい色)のうち、「一部負担金の割合

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証を受け取られたら

被保険者証は、国民健康保険の被保険者であることの証明書であり、受診券でもあります。病気がけがで医療を受けるとき、被保険者証(70歳から74歳の被保険者は、被保険者証と高齢受給者証)を病院の窓口に提示すれば、年齢や収入などに応じた負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。受け取られた被保険者

普通徴収(納付書または口座振替での納付)の方

4月から平成25年度保険税の仮徴収が始まります。4月・6月に、前年度の保険税額を年10回の納期で割った金額を仮徴収します。

平成25年度に国民健康保険に加入された世帯の保険税については、仮徴収はありません。

平成24年度	平成25年	
国民健康保険 税額(年額)	仮徴収	
(例)120,000円	4月 12,000円	6月 12,000円

2割(平成25年3月31日までは1割)」の高齢受給者証を交付している方には、「一部負担の割合1割」の新しい高齢受給者証を、3月に簡易書留郵便で送付しました。これは、国が一部負担の1割据え置きを平成25年度も継続することを決定したためです。これまでの高齢受給者証も、税務住民課の窓口に返却するか、各自で確実に処分してください。

なお、「一部負担の割合3割」の高齢受給者証を交付している現役並み所得者の方は、変更がないため有効期限まで使用できます。

証、高齢受給者証の記載内容を確認のうえ、いつでも使用できるよう大切に保管してください。

なお、新しい被保険者証、高齢受給者証が手元に届いていない方は、税務住民課に問い合わせのうえ、これまでの被保険者証、高齢受給者証と身分を証明するもの(免許証やパスポートなど)を持って来庁してください。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

国民健康保険にご加入の方、一度、人間ドックを受けてみませんか?

多賀町国民健康保険では、被保険者の疾病の早期発見と健康維持、増進に寄与することを目的に、人間ドック・脳ドック検診の費用助成を実施しています。

人間ドック・脳ドック検診を受診されたことがない方は、一度、受けてみてはいかがでしょうか。



助成対象者

多賀町国民健康保険の被保険者で、保険税に滞納がない方。(今年度、75歳になられる方は助成対象外)
 ※新規申込者を優先に助成します。前年度に助成を受けられた方も先着順で受け付けますが、予算の範囲(120人程度)に達した場合は助成できない場合があります。あらかじめご了承ください。
 ※多賀町が実施する特定健診受診の場合はこの助成を受けられません。(脳ドックのみは除く)

助成金額

日帰り、宿泊ともに検診費用額の5割(100円未満切り捨て)
 ※助成額は2万円を限度とします。



申込期間

平成25年5月7日(火)～平成25年5月20日(月)の土日・祝日を除く執務時間中(8時30分～17時15分)

指定医療機関

医療機関名	人間ドックの種類
彦根市立病院	日帰りドック、宿泊ドック、脳ドック
彦根中央病院	半日ドック、1日ドック、1泊2日ドック
友仁山崎病院	日帰りドック、宿泊ドック、脳ドック、 日帰りドック+脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
豊郷病院	日帰りドック、脳ドック、日帰りドック+脳ドック
市立長浜病院	日帰りドック、宿泊ドック、脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
長浜赤十字病院	日帰りドック、宿泊ドック、日帰りドック+脳ドック、宿泊ドック+脳ドック
湖東記念病院	日帰りドック、脳ドック、日帰りドック+脳ドック、消化器ドック
JA厚生連	JAドック、メンズドック、レディースドック
滋賀保健研究センター	日帰りドック、宿泊ドック
近畿健康管理センター	KKCドック、ウエルネスドック

※上記以外の医療機関での受診は対象外となります。

受診期間

人間ドック利用券を受け取られた日～平成25年12月末

申込方法および受診方法

多賀町国民健康保険被保険者証を持参のうえ、税務住民課の窓口へお申し込みください。(電話での申し込みはできません。)助成対象者を決定した後、人間ドック利用券を助成対象者に交付しますので、受診を希望される指定医療機関に直接、予約してください。(早めの予約をお勧めします。予約できずに受診を断念する方が毎年発生しています。)受診後、指定医療機関に自己負担分を支払ってください。なお、人間ドック利用券のない受診は助成対象外となります。

事後指導

指定医療機関から提供される検診結果をもとに、指導が必要な方には保健師の健康指導等を受けていただくこととなります。



税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)23-1114

平成25年度の国民年金保険料は月額15,040円です!

国民年金の保険料額が見直され、平成25年4月から平成26年3月までの保険料は月額15,040円になりました。

毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にされると、保険料が月々50円の割引になりお得です。手続きは、口座振替を希望される郵便局、金融機関、または多賀町役場、年金事務所をお願いします。

ご存じですか? 学生納付特例制度!

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

申請は、お住まいの市役所・町役場の国民年金担当課窓口となります。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給され

また、平成25年4月分から平成26年3月分までの保険料を、納付書(現金)でまとめて納付(前納)されると、保険料が3,200円の割引となり、大変お得です。納期限は平成25年4月30日です。

お手元に納付書がない場合は、お近くの年金事務所までご連絡ください。

る「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。

※承認された期間は、10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額がつかます。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

たが民児協だより 民生委員・児童委員一心のふれあいを大切に

みんなで子育て応援しているよ~♪

平成25年度がスタートしました。新しい学年になり、新しい1年生を迎え、期待に胸を膨らませていることと思います。多賀町の保幼・小・中学校では、入園や入学式に合わせるように桜も満開で、子どもたちの門出を祝ってくれているようです。

新しい制服やランドセル姿が見られるこの時期は、新鮮な気持ちになり、心ウキウキうれしくなってきます。

2月の小学校訪問時、体育館もひときわ寒い中、半袖半ズボンで大縄跳びの記録に、声を合わせ、何度も挑戦していた1、2年生。マイオルゴールづくりに集中した6年生は、小学校生活の思い出がいっぱい詰まった作品になるようにと、一生懸命取り組んでいました。

次に中学校。静まりかえった教室の中、どのクラスも集中して、真剣に授業を受けていました。

最後に保育園・幼稚園では子どもたちの元気な歌声、大きな声での発表やあいさつなど、精一杯伝えてくれる元気な姿に、私たち民生委員児童委員も元気やパワー

をもらい活動の励みになっています。

「みんなが子育てを応援しているよ!」と伝えたい気持ちです。地域みんなで子どもを見守り、交通ルールやマナーを守り、子どもたちが笑顔で暮らせるよう、地域全体で子育てを応援する~そんな地域を目指しています。



▲マイオルゴールづくりに集中していた6年生

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp

本人通知制度が4月1日から始まりまし

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録している人に対して、交付した証明書の交付年月日、証明書の種類および交付通数、交付請求者の種別を郵送によりお知らせするものです。

この制度により、不正な請求が行われた場合にご本人へ通知することで、早期に発覚する可能性が高まります。また、不要な身元調査など人権侵害の未然防止や、委任状の偽造、不正請求の抑止につながります。

制度の利用には事前登録が必要です。

登録できる人

多賀町に住民登録している人、本籍がある人(除かれた人も含みます。)

ただし、海外に転出された人や亡くなられた人は除きます。

必要なもの

・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど顔写真入

りの証明書)

・代理人の場合は委任状
・法定代理人(未成年・成年後見人など)の場合は、その資格を証明する書類。多賀町に本籍があり、その戸籍で確認ができる場合は不要。

詳しくは税務住民課住民係までお問い合わせください。

総務課(交通安全) (有)2-2001 (電)48-8121 soumu@town.taga.lg.jp

春の全国交通安全運動がはじまります

平成25年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の重点

- ①自転車の安全利用の促進
- ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶



★平成25年度 滋賀県交通安全スローガン
言われたい マナーがいいね 滋賀ナンバー
気付いてよ 横断歩道の 小さな手
走行中 片手にけいたい あっ! 危ない!!

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

湖東定住自立圏(多賀町と彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町との広域連携)の具体的な取り組み

湖東圏域市町でコンピュータシステムの共同利用や共同開発などの取り組みを進めています

湖東圏域では、それぞれ個別に運用しているコンピュータシステムについて、経費の削減、事務の効率化などの観点から、共同利用や共同開発に取り組んでいます。

今年度の取り組み

平成24年9月に災害情報などの情報をメールで配信できるシステム「総合情報配信システム」を彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町の4市町で運用を開始しました。利用方法については各市町のホームページや広報紙でご確認ください。なお、愛荘町については既存システムの更

新時から利用する予定です。

また、1市4町の職員が行政情報の共有やメールの送受信がおこなえるシステム「共通事務支援システム」(グループウェアシステム)の利用を開始し、業務の効率化を図ります。

今後の取り組み

今後は、その他共同運用可能となる他システムについても引き続き検討を進めてまいります。

お問い合わせ

彦根市情報政策課 (電)30-6104 (F)22-1398

平成25年度 多賀町育英資金奨学生募集案内

本制度は、経済的な事由により高等学校・大学等に就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。

募集期間

平成25年4月8日(月)～5月13日(月)

奨学生の採用

多賀町育英資金運営委員会の選考会を経て町長が決定し、本人宛に通知します。

1.奨学生の資格

町内に3年以上居住または居住する者の子弟であり、高等学校(定時制含)、高等専門学校、各種専門学校、短

期大学および大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の援助が必要と認められる者。

2.奨学金の給付

奨学金(月額)は、高校生1万円、専門学校・短期大学・大学等は2万円で、本人または保護者に4カ月ごとに直接支給します。償還義務はありません。

3.申請方法

教育委員会事務局にて必要書類(奨学生願書など)をお渡しします。希望される方は、期間内に教育委員会へ提出してください。なお、申請は毎年必要です。現在給付されている方も給付を希望する場合は必ず申請してください。

集団散布用駆除剤購入補助金要綱を制定しました

地域衛生の向上を目的とした油剤・乳剤・水性乳剤等の衛生薬剤につきまして、町からの斡旋は昨年度で終了となり、それに代わり今年度よりその経費の一部を補助する制度を立ち上げました。内容は下記のとおりとなりますが、詳しくは、多賀町役場のホームページに補助金交付要綱を掲載しましたので、合わせてご覧ください。

補助対象者

下水道未供用区域の区または自治会で、衛生害虫が発生し、町が特に必要と認める区長または自治会長。

対象となる薬剤

- ①レナトップ乳剤
- ②ベルミトール水性乳剤
- ③その他町長が適当と認めた物

身体障がい者などの方に対する軽自動車税の減免について

心身に障がいのある方のために使用されている軽自動車について一定要件のもとで、軽自動車税の減免が適用できます。

詳しくは税務住民課までお問い合わせください。

補助金額

購入額の3分の1(ただし上限7万円、100円未満切り捨て)

申請先

申し込みは4月1日(月)より開始となりますので、産業環境課に設置された所定の申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。

※軽自動車以外の自動車税の減免につきましては下記までお問い合わせください。

滋賀県東北部県税事務所湖東納税課(彦根)

(電)27-2206

または、自動車税事務所(守山)

(電)077-585-7288

狂犬病予防注射を受けましょう！

平成25年2月25日現在、多賀町の犬の登録頭数は485頭です。飼い主には狂犬病予防法により、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受ける義務があります。また、愛犬の死亡や飼い主の変更などがあった場合は、変更届が必要です。この機会にぜひ登録や変更届けをしましょう。詳しくは産業環境課までお問い合わせください。

平成25年度の狂犬病予防注射の日程は下記のとおりですが、次のような場合、当日注射を受けられない可能性がありますので、ご注意ください。該当する場合は、必ず申し出るようにお願いします。

注射が受けられない可能性がある犬

- ・妊娠中の犬
- ・過去にワクチン接種で異常が認められた犬
- ・治療中の疾病がある犬
- ・一カ月以内に他のワクチンを受けた犬
- ・その他、健康に異常が認められた犬

平成25年度 狂犬病予防注射日程

担当獣医師：光田昌史先生

4月16日(火)	9:30～11:30	中央公民館
	13:00～15:00	多賀町役場
4月18日(木)	13:30～14:30	川相出張所
	15:00～15:30	佐目多目的集会所
5月9日(木)	13:30～14:30	多賀町役場

登録手数料と注射料金

〈すでに登録済みの方〉

「犬の登録カード(愛犬カード)」をご持参ください

狂犬病予防注射料金(集合)	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
合計	3,200円

〈新規登録の方〉

犬の登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射料金(集合)	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
合計	6,200円

★犬の登録原簿

人間でいう住民基本台帳のことです。一生に一回の登録で、転出される場合は、犬も一緒に届け出てください。また、死亡の場合や譲渡された場合も届け出てください。

★犬鑑札

登録すると、番号がつけられます。番号のついた鑑札は必ず首輪などにつけましょう。

★狂犬病予防注射

狂犬病予防注射を受けるには登録が必要です。例年、役場で実施している4・5月の集合注射を受けるか、動物病院で受ける方法があります。必ず1年に1回、予防注射を受けましょう。

★狂犬病とは

狂犬病ウイルスを保有する犬や猫、こうもりなどの野生動物にかまれたり、ひっかかれたりして発病します。一度、発症すると治療がなく、100%死亡する感染症です。

狂犬病に感染した後では、飼い犬を助ける方法はありません。感染した飼い犬にかまれた“あなた”も死に至る危険性が高くなります。万が一、感染犬にかまれた場合は、できるだけ早くかまれた部分の洗浄・消毒を施し、発病予防ワクチンを必ず接種してください。

狂犬病に感染しないためには、犬への予防注射が効果的な予防方法ですので、予防注射を受けてください。

農業委員会だより

2月13日に開催された委員会の審議内容です。

- ・議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定にもとづく農用地利用集積計画の決定について……………13件

※所有者と農地の貸し借り期間を設定して耕作する制度です。



湖東圏域公共交通 ニュースレター vol.10

湖東圏域公共交通活性化協議会

湖東地域の公共交通に関するアンケート結果のご報告

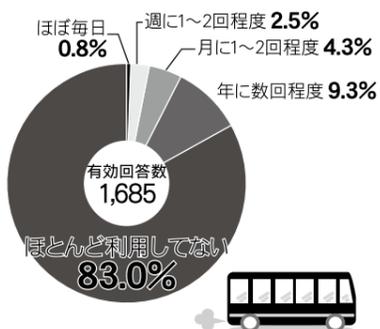
湖東圏域公共交通活性化協議会では、湖東地域にお住まいの皆様の公共交通に関するニーズを把握するとともに、クルマの使い方を見直していただくきっかけづくりとしてアンケート調査を実施しました。今回はその結果をご報告させていただきます。

アンケート調査実施概要

- 調査対象** 住民基本台帳より地域別・年代別に1市4町約5,300人を無作為抽出
- 調査時期** 平成24年7月20日～平成24年8月6日
- 調査方法** 各対象者にアンケート用紙を1部同封し郵送による配布回収
- 回収数・率** 有効回答数：2,023件 回収率：38.2%

▶ 日頃の路線バス利用状況

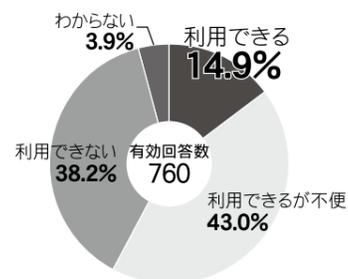
約8割が路線バスを「ほとんど利用していない」と回答



一方で・・・

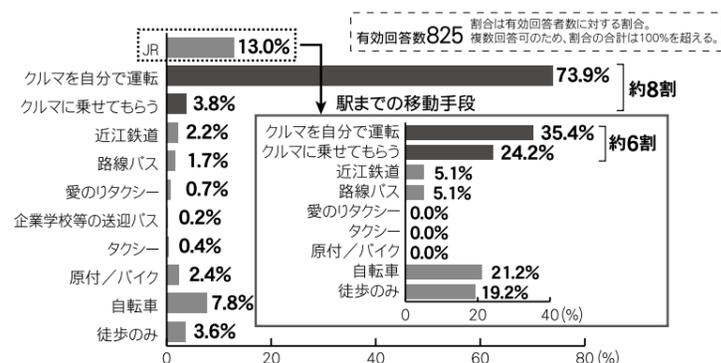
▶ 通勤・通学時の電車・バスの利用可能性

15%が電車・バスを「利用できる」と回答



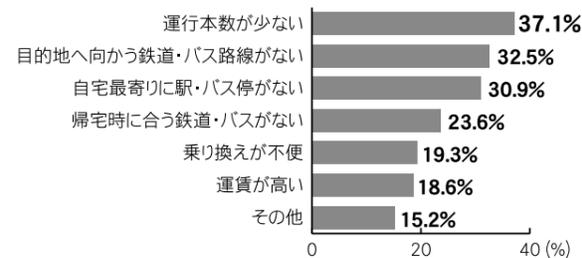
▶ 通勤・通学時の移動手段

通勤・通学時の移動手段は、クルマ利用（自ら運転または送迎）が合わせて約8割であるのに対して、路線バス利用はわずか2%



▶ 通勤・通学時の電車・バスが不便／利用できない理由

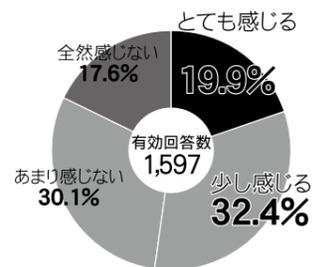
「不便／利用できない」理由としては、「運行本数が少ない」、「目的地に向かう鉄道・バス路線がない」等が続く



有効回答数 585 割合は有効回答者数に対する割合。複数回答可のため、割合の合計は100%を超える。

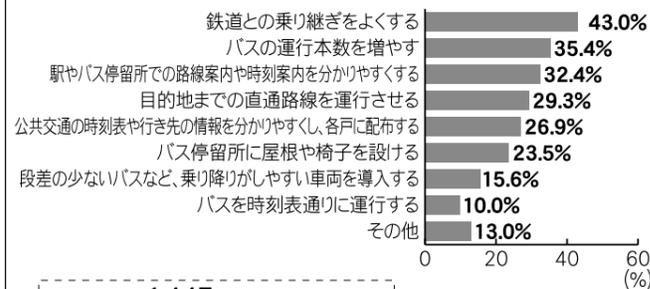
▶ 将来の公共交通サービス低下に対する不安

半数以上が将来、公共交通サービスが低下することに対する不安を感じている



▶ 公共交通利用増進に向けた改善点

より多くの方が公共交通を利用するための改善点としては、「鉄道との乗り継ぎをよくする」、「バスの運行本数を増やす」などが続いている



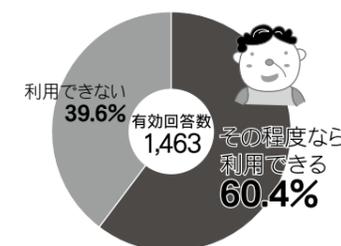
有効回答数 1,445 割合は有効回答者数に対する割合。複数回答可のため、割合の合計は100%を超える。

▶ まとめ

- クルマ中心のライフスタイルが進む一方で、4～5割が将来のクルマの運転や公共交通サービス水準の低下に対する不安を感じており、約6割が年間2～3回往復程度のバス利用が可能と回答しています。
- 利用増進に向けた必要な改善点としては、「鉄道との乗り継ぎ改善」や「運行本数の増加」等が上位でした。
 - ▶利用者ニーズに応じた改善と、長期的な視野で公共交通の必要性を湖東圏域全体に示していく必要があります。
- 「愛のリタクシー」等の公共交通に関する情報が充分に行き届いていない実態が浮き彫りとなりました。
 - ▶引き続き、利用者の視点でわかりやすい情報提供を進めてまいります。

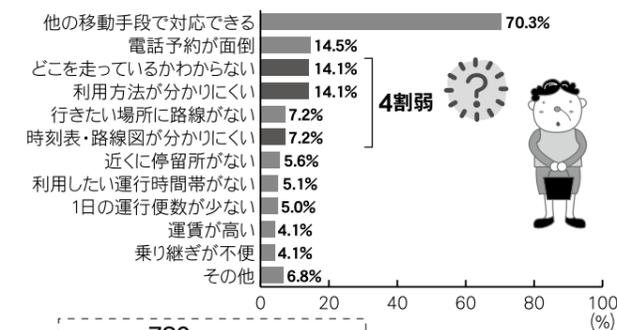
▶ 年間2～3回往復のバス利用の可能性

約6割が年間2～3回往復程度ならバスを「利用できる」と回答



▶ 「愛のリタクシー」を利用したことがない理由／改善すべき点

愛のリタクシーを「利用したことがない理由」として、4割弱が情報に関する理由を回答



有効回答数 780 彦根市中心部を除く地域で質問。割合は有効回答者数に対する割合。複数回答可のため、割合の合計は100%を超える。

ご存知ですか?
パソコンや携帯電話、スマートフォンで
バス情報が検索できます!!

乗換検索システムを提供する「ジョルダン」、「駅すばあと」で湖東圏域を運行する近江鉄道・湖国バスグループの路線バス情報が検索できるようになりました!!
ぜひ、お試しください!

- ジョルダン（ダイヤ・路線検索機能）<http://www.jordan.co.jp/info/news/>【乗換案内 PREMIUM Light】月額210円（税込）※チケット制：90日600円・180日1200円・365日2300円（すべて税込）もあります
- 駅すばあと（路線検索機能のみ）<http://ekiworl.net/personal/mobile/>【プレミアムコース】月額210円（税込）

湖東圏域の公共交通をより良くするためのご意見をお寄せ下さい

湖東圏域公共交通活性化協議会（事務局）彦根市役所交通対策課

〒522-8501 彦根市元町4番2号
電話：0749-30-6134 FAX：0749-24-8517
e-mail：koutsutaisaku@ma.city.hikone.shiga.jp

【協議会の構成】

湖国バス(株)、彦根観光バス(株)、近江タクシー(株)、(社)滋賀県バス協会、滋賀県タクシー協会、私鉄滋賀県協議会、滋賀県タクシー労働組合連絡協議会、西日本旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)、彦根警察署、東近江警察署、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根市身体障害者更生会、彦根市老人クラブ連合会、愛荘町シルバー人材センター、愛荘町奉仕老人クラブ連合会、豊郷町老人クラブ連合会、豊郷町社会福祉協議会、甲良町老人クラブ連合会、彦根交通安全協会甲良支部、多賀町民生委員児童委員協議会、旧多賀町公共交通会議、近畿運輸局、湖東土木事務所、滋賀県、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

生涯学習課(役場内) (有)2-3740 (電)48-8130 s-ed@town.taga.lg.jp

『平成24年度 人権問題字別懇談会』活動報告

多賀町では、「日々の暮らしの中にある古い因習・矛盾・差別を見抜き、人権の大切さを考え、差別のない住みよいまちづくりに努める」を目標に積極的な人権教育や啓発活動などの人権教育推進活動を推進しています。この『字別懇談会』も、その活動の一つです。11月から3月までに、役員と町職員が各地区を訪問して、皆さんと

直接に意見交換しながら人権意識高揚を図ることを目的に実施されています。

今回は、人権啓発DVD『人権のヒント(地域編)「思い込み」から「思いやり」へ』を鑑賞した後、皆さんで人権問題についての意見交換をしていただきました。

字別懇談会を終えて ～『相手を思いやる心』を考える～

今回の懇談会で使用した人権啓発DVDでは、DV(家庭内暴力)、障がい者の人権、同和問題、外国人の人権などについての事例を挙げ、問題提起とともに解決への方向までが導かれていました。映像の中にはポイントとなるキーワードが多くありました。たとえば、「世の中には、いろいろな生き方や考え方の人がいる」「根拠のない思い込みと決めつけで差別される悲しみ」「自分の人権を守りながら相手の人権を尊重する関係性の構築」などの言葉です。人権問題の核心に迫る良くてきた教材ですので、まだの方はぜひ見ていただきたくお勧めをします。団体または個人でも、総務課人権推進担当へ依頼をすれば貸し出しは可能とのことです。

今年度は、私の担当として藤瀬、南後谷、一ノ瀬、多賀の4地区の懇談会に出席しました。ひざを交えながら親しく懇談をさせていただき、皆さんのご意見に共感すること、学ぶことが多くありました。そして問題点も見えてきました。このことを今後の人権教育活動に活かしたいと思っています。ありがとうございました。

いまだなお、部落差別や女性・子ども・高齢者・外国人・障がい者などへの不当な差別が存在しています。

このことは、生活をする中で守られるべき人権の侵害であり大きな社会問題です。人権問題は『相手の立場に立ってみて「自分がされたら嫌」と感じることを相手にしないこと』の基準で行動することが解決の道とされています。たとえば、子どもが友だちから仲間はずれにされたら、嫁いだ娘が夫から暴力を受けていたら、妻が職場でセクハラされていたら、『嫌ですよ』『怒りますよね』。だから、自分自身も相手に対して、この基準でしないことなのです。つまり「相手を思いやる心」が大切なのです。「思いやり」の気持ちがあれば、世の中は穏やかで平和になると思います。この精神が私が理想とする『生き方』として好きなので、この活動に入りました。実際に活動を経て自分自身が穏やかになったと思います。娘を

多賀町人権教育推進協議会 会長 野村茂太郎
嫁がせてからは特に父親の気持ちが理解できるようになりました。里帰りした娘を見ながら、仲良く、幸せな家庭をつかってほしいとの思いでいると、ふっと隣りに妻がいます。30数年前、妻の父親も同じ思いで私に託したのだと考えると、妻を大切にせねばと思う気持ちになりました。これも「相手を思いやる心」なのでしょう。

人権教育推進活動には多くの課題があります。その中でも特に大きなものが『関心の薄さ』です。参加していただいた方はよいのですが、参加されていない方へどのように伝えようかという問題です。参加された方とされない方や無関心な方との『差が開くばかり』と感じています。できることとして、町の広報紙に活動内容や私の参加した講演会の内容を記事にし、少しでも理解をしていただければと思っています。町の方でも、職員全員が『差別のない住みよいまちづくり』のために、一生懸命に取り組んでいます。人権問題の重要性を頭(意識)では理解していても、行動する勇気がないというご意見も聞きます。そうした皆さんに『一歩を踏み出す』後押しをすることが、人権教育推進活動の目的です。私の責任の大きさを痛感しますとともに今後の活動に精進しようとの決意をしています。

「一歩を踏み出せば、できることがたくさんある」この言葉を町民皆さんへ贈り、今後の人権問題への活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。



『あなたの声』をお聞かせください!

町長への手紙

このページの裏面に、町政に対する町民の皆さんのご意見、アイデアや提案などをご記入ください。キリトリ線に沿って切り、封筒をつくってポストに投かんしてください。

町民の皆さんの声を、できるだけ町政に反映しようと、『町長への手紙』を実施します。

よりよい町づくりをすすめていくために、日ごろから皆さんが考えること、感じていることなどを、町長までお送りください。

裏面にあなたのご意見やご提案をご記入いただき、ご投かんください。切手は不要です。(必ず住所、氏名、年齢、性別、電話番号をご記入ください。氏名等の個人情報をお知らせすることはありません。)

皆さんからいただいた貴重なご提案、ご意見は、「広報

たが』を通じて回答とともに掲載していきたいと考えています。差し出し有効期限は平成26年4月30日までです。

また、有線ファックスや、Eメールでの投稿もお待ちしています。

『町長への手紙』Eメール
tegami@town.taga.lg.jp

お問い合わせ

企画課

(有)2-2018 (電)48-8122

kikaku@town.taga.lg.jp

(の り し ろ)

キ——リ——ト——リ

住所	
氏名	ふりがな

料金受取人払郵便

彦根局承認

883

差出有効期限
平成26年4月
30日まで
(切手不要)

5 2 2 - 8 7 9 0

多賀町役場内
多賀町長行

(受取人)犬上郡多賀町多賀三二四番地

キ——リ——ト——リ

(の り し ろ)

「町長への手紙」にいろいろなご意見やご提案がありました！

平成24年度に実施した「町長への手紙」には、25人の皆さんからご意見・ご提案などをいただきました。（4月～2月受付分）

多賀町のWEBサイトについて

町内の各診療所の休みや診察の時間帯などの情報を掲載してほしい▶多賀町WEBサイトのトップページお知らせ欄に「医療機関のご案内」として、掲載を開始しました。また、合わせて休日診療も掲載しております。年末年

鳥獣害被害について

サルやシカの数が多くなり、困っているので駆除してほしい▶サルやシカ、イノシシなどによる農作物への被害の防御策として、集落へのエアガンの貸し出し、花火の提供、電気柵の設置、竹木の伐採や集落環境点検、シカ

ご意見・ご提案は、環境・公共施設などさまざまな分野にわたりました。
いただいたお手紙の中から、一部を紹介します。

始やお盆の時期などは休日や診療時間などの変更があるとのことですので、詳しくは各診療所へお電話にて確認していただきますようお願いいたします。

の駆除、および畑地に設置する獣害防護柵の設置補助を実施しております。今後も区長さんや区民の皆さんと連携をとりながら、被害防止に努めてまいりたいと思います。

町長への手紙

電話

年齢 歳 性別 (男・女)

こんにちは保健師です

子どもの予防接種について

子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかります。大抵は軽いかぜぐらいですみませんが、中には、かかると重い症状が現れたり、後遺症が心配されたりするものもあります。また、命にかかわるような怖い病気もあります。それを防ぐために免疫をつくっておこうとするのが、予防接種です。

※乳幼児の予防接種は平成25年4月からすべて医療機関で受ける個別接種に変わりました。

予防接種の種類と対象者

多賀町に住民登録がある人が対象となります。予防接種の種類や対象年齢は、22ページの表をご覧ください。

彦根市消防署 犬上分署 電38-3130

正しい救急車の利用について

救急車の正しい利用をお願いします！

彦根市消防本部には、急病やケガをした人を病院へ搬送するために、4台の救急車が配置されていますが、近年の救急出動の増加により、救急車が不足してしまうおそれがあります。

救急車は、緊急に病院へ搬送しなければならない場合や、搬送手段が他にない場合に活用するよう定められています。軽い病気やケガで救急車を利用されると、重病や危篤な患者の搬送に支障をきたしてしまうかもしれません。皆さんの助け合いの精神で、正しい救急車の利用をお願いします。

福祉保健課 尙2-2021 電48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

難病などの方が障がい福祉サービスなどの対象となります

平成25年4月から施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病などの方々が含まれます。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス(ホームヘルプサービスなど)の利用が可能になります。対象疾患や手続きなどの詳細については、福祉保健課までお問い合わせください。

《対象者》

難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)および関節リウマチの方で、原則65歳未満の方

《手続き》

対象疾患名のわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証など)を持参の上、福祉保健課まで申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給決定などの手続きを経て、必要なサービスを利用できることになります。

予防接種の費用

接種費用は無料です。
※ただし、定められた年齢内に接種できなかった場合は、有料になります。

予防接種の実施方法

指定医療機関に予約をしてから、予防接種の予診票と母子健康手帳を持って、受診してください。

指定医療機関は、個人に通知している案内や、多賀町ホームページでご確認ください。

予防接種には原則として、保護者の同伴が必要です。保護者が同伴できないときや、その他分からないときは、福祉保健課までお尋ねください。

各機関はこちら

- ・救急医療情報案内
電23-3799(自動音声)
- ・滋賀県救急医療情報ネット
<http://www.shiga.qq-net.jp/>
- ・休日急病診療所
彦根市平田町福祉センター内
電22-1119



多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 tosho@town.taga.lg.jp

子ども読書の日行事

「漆原宏写真展」

日時■4月20日(出)~5月19日(日)

場所■あけぼのパーク多賀 対面朗読室

内容■日本図書館協会発行の「図書館雑誌」巻頭の「漆原宏のフォト・ギャラリー」でおなじみの写真家漆原さんの写真展です。全国各地の図書館での子供からお年寄りまでさまざまな世代の方たちが本に親しみ、文化活動を楽しむ姿を大型パネルであたたく伝えてくれます。

※日本図書館協会から、漆原さんの写真集が4月下旬に発刊されるのを記念して、写真展と講演会を企画しています。

第55回こどもの読書週間

標語■「たくさん読んで 大きくなあれ」

期間■4月23日(火)~5月12日(日)



子どもの本のサークル「このゆびとまれ」
(毎月第1・3土曜日)

子どもの本について学んだり、保育園・幼稚園への絵本の読み聞かせボランティアをおこなったりしています。特別な知識や技術はいりません。お子さん連れでも参加していただけます。

本の紹介

一般書

abさんご
黒田 夏子/著
東京:文藝春秋 913.6クロ
2つの書庫と巻き貝状の小べやのある、「昭和」の家庭で育ったひとり児の運命…。全文横書き、かつ「固有名詞」を一切使わないという日本語の限界に挑んだ超実験小説。「毬」ほか2篇は裏表紙側から縦書きで収録。

ブラックボックス
篠田 節子/著
東京:朝日新聞出版 913.6シノ
サラダ工場のパートタイマー、野菜生産者、学校給食の栄養士は何を見たのか? 食と環境の崩壊連鎖をあぶりだす、渾身の大型長編サスペンス。『週刊金曜』連載を改題し、加筆修正して単行本化。

児童書

みどりのスキップ
安房 直子/作
東京:偕成社 K913アワ
桜(さくら)の木のとっぺんにとまってるみみずくは、あるとき、まんかいの桜のしたに花かげちゃんをつつけます。その日から、林に目をくばるみみずく。ところがある日、大きなこうもりがさをさした小さな人が、はしって林にとびこんできて…。

がんばれゆうくん一年生
西本 鶏介/作
東京:鈴木出版 K913ニシ
一年生(いちねんせい)のゆうくんは、よく、ようちえんの子(こ)とまちがえられます。あるひ、ゆうくんがこうえんにいくと、ようちえんの子からいじわるされてしまいました。一年生にみえるようにこわい子になってやるとおもったゆうくんでしたが…。

絵本

あいうえおかしなどうぶつえん
川北 亮司/作
東京:WAVE出版 KEアイ
「あいうえおかしな どうぶつが かきくけ こんやも だいしゅうごう さしすせ それでは はじまり はじまり!」 たぬき、チンパンジー、トナカイ…。みんなが集まってはじめてのは? 楽しいことばあそび絵本。

このフクロウったら! このブタたら!
アーノルド・ローベル/作
東京:長崎出版 KEコノ
天気をケーキで占うフクロウ、時計が止まってしまって時間がわからなくなったブタ…。おもいきりゆかいなフクロウとブタが次から次へと登場する絵本。

本の寄贈をお待ちしております

図書館では皆さんのお宅に眠っている本を寄贈本として受け入れ、各施設やおわけ会などで活用させていただきます。また、多賀町に関する資料の収集に努めていますので、資料を作成・出版されましたら、ぜひ図書館へご寄贈ください。

※寄贈いただいた資料の取り扱いは図書館に一任いただきます。
※図書館で受け入れなかった資料は、公共施設、おわけ会にて必要とされる方に提供させていただきます。場合によっては処分することもあります。
※コミックは受け入れていません。

本の読み聞かせボランティア募集

多賀町立図書館では、町内の保育園、幼稚園などで絵本の読み聞かせなどをおこなっていただける方を募集しています。興味のある方は多賀町立図書館までご連絡ください。

サークルのご案内

随時、メンバーを募集しています。
詳しくは図書館までお問い合わせください。

多賀町立図書館応援団

本のカバーかけや修理、書庫の整理などをおこなっています。

日時■4月13日(出)13時30分~(毎月第2土曜日)

場所■あけぼのパーク多賀 図書館内

対象■中学生以上の方

読書会(毎月第1水曜日10時~)

一緒に文学の世界を楽しみませんか。

日時■4月3日(水)、5月1日(水)

場所■あけぼのパーク多賀 2階 小会議室

対象■大人の方

カレンダー(あけぼのパーク多賀休館日)

4月の休館日 1・8・15・22・25・30日

※25日(水)は、月末整理のため休館です。

※30日(火)は、振替休館日です。

5月の休館日 7・13・20・27・30日

※7日(火)は、振替休館日です。

※30日(水)は、月末整理のため休館です。

移動図書館『さんさん号』巡回のお知らせ

	4月	5月	巡回場所・駐車時間			
Aコース(大滝)	12日	10日	大滝幼稚園 14:00~14:25	川相 (「皆様の店くぼ」さん横) 14:35~15:00	藤瀬 (草の根ハウス前) 15:10~15:35	たきのみや保育園 15:50~16:20
Bコース(多賀)	19日	17日	多賀清流の里 13:00~13:30	多賀幼稚園 14:00~14:30	犬上ハートフルセンター 14:40~15:10	多賀ささゆり保育園 15:55~16:25

※利用カード、本ともに図書館と共通です。天候などの都合で巡回中止になる場合があります。

※返却日は、次の巡回日です。団体貸出の場合は、1カ月後となります。

平成25年度 博物館行事について

今年は博物館の顔であるアケボノゾウが見つかったから20周年ということで、下記のような発掘調査に関連した体験型のイベントを計画しています。もちろん、ホテル観察会や夏休み自由研究展など、毎年恒例の行事も開催していきますので楽しみにしてください。詳細は随時、広報たがでお知らせしていきます。今年度も多くの方の行事への参加を、お待ちしております。



観察会「古琵琶湖層から化石を探そう！」

古琵琶湖層の掘り出した粘土のかたまりの中から化石を探してみませんか？ 植物の実や貝、昆虫など、アケボノゾウと同じ時代を生きたさまざまな生き物たちに出会えます！

日時■5月4日(土) 午前の部10時～12時
午後の部14時～16時
※少雨決行

会場■町民グラウンド駐車場(B&G海洋センター上)

対象■小学生～一般(小学生は保護者同伴)

参加費■100円

申し込み■電話、FAX、または博物館カウンターで直接お申し込みください。

観察会「第1回 多賀の花の観察会」

今年も春から秋にかけて、毎月第3木曜日に多賀の花の観察会を実施します。植物を通して町内の自然にふれあえる、とてもアットホームな雰囲気観察会です。第1回目の4月は、富之郷での散策を予定しています。一緒に春の里山を感じてみませんか？ 興味のある方はお気軽に博物館までお問い合わせください。

日時■4月18日(休) 10時～12時

集合場所■多賀町立博物館駐車場(9時30分集合)

参加費■100円(保険料)

※申し込みは不要です。当日、動きやすい服装でお越しください。

「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト」(仮称)多賀町発掘隊募集

広報でも紹介してまいりましたが、いよいよ古代ゾウ発掘プロジェクトが本格的に動き出します。今回の発掘は4月27日(土)から30日(火)にかけて、事前の勉強会に参加した方々を中心に行われますが、多賀町の方に限り、多賀町発掘隊として一般参加していただくことになりました。調査がどのように行われるのか、そして何が発見されるのか、あなたも発掘隊として現場の空気を間近に感じてみませんか？ ただし、多賀町発掘隊が参加できるのは下記の2日間のみです。

日程■4月28日(日)～4月29日(月・祝)

会場■古琵琶湖層発掘調査現場(多賀町四手)

対象■小学5年生(小学生は保護者同伴)～一般の方(多賀町在住・在勤の方10人ほど)

参加費■100円(傷害保険代)

申込締切■4月14日(日)

※できるだけ多くの方が参加できるようにするため、原則として調査期間中の半日だけの参加となります。

※詳細は多賀町立博物館までお尋ねください。

今回の発掘は4月27日(土)から30日(火)にかけて、事前の勉強会に参加した方々を中心に行われますが、多賀町の方に限り、多賀町発掘隊として一般参加していただくことにしました。



小さな葉っぱがノミの衾(ふすま：現在の掛け布団)にちょうど良いということからこの名前が付けられました。この花はそれぞれの花弁に根元まで深く切れ目が入っており、見た目は花弁が10枚あるように見えますが実は5枚が正解です。野外で探して、実際に観察してみてください。



▲ノミノフスマ

4月13日(土)よりナイター利用スタート!

■多賀町民グラウンド(町内料金)

区分	利用時間	使用料	照明料
早朝	6:00～8:00	700円	
午前	9:00～12:00	1,500円	
午後	13:00～17:00	2,000円	
前夜	17:00～19:30	1,000円	1,250円/30分
後夜	19:30～21:30	1,000円	1,250円/30分

■多賀町民テニスコート(町内料金)

区分	利用時間	使用料	照明料
全日	9:00～21:30	600円/1時間	150円/30分

多賀町民ソフトボール大会参加チーム募集中!

5月19日(日)に多賀町体育協会主催、多賀町軟式野球連盟主管による多賀町民ソフトボール大会が多賀町民グラウンドにて開催されます。詳細は、多賀町体育協会事務局(B&G海洋センター内)へお問い合わせください。皆様のご参加をお待ちしています!



▲昨年のような

出前事業「使こう亭屋」ご利用ください♪

毎度! ごひいきいただいている出前事業「使こう亭屋」です。スポーツ推進委員が皆さんの元に出張し、ニュースポーツやレクリエーションの指導などを実施しています。詳細は、多賀町スポーツ推進委員事務局(教育委員会生涯学習課内)へお問い合わせください。イベントを企画中の各種団体の皆さん、ぜひ、「使こう亭屋」を使こうていや♪



▲キャッチング・ザ・スティック

多賀町体育・スポーツ大会出場激励金のご案内

この制度は、多賀町の体育・スポーツの水準向上を図るため、各種の体育・スポーツ大会滋賀県予選において優秀な成績を上げ、近畿大会や全

国大会等に出場される選手・団体に対して激励金を交付するものです。詳細は、教育委員会生涯学習課へお問い合わせください。

ジョギングで気分爽快

ジョギングは、心肺機能を高め、肥満予防に役立ち、また手軽にできることから最近実践されている方も多いようです。今回は、その方法についてまとめてみました。

1.ジョギングの適正時間

いろいろな意見がありますが、起床後すぐに走るときは体が完全に目覚めていないのでが原因になります。ウォーミングアップやストレッチなどをていねいにし、体を起こしてから走るようにしましょう。食前は、糖質不足による目まいの原因になります。消化の良い物で軽くエネルギー補給をする、また食後すぐのジョギングは吐き気や食物の消化不良の原因となるので、食後2～3時間後が理想とされています。

2.自分のペースを知り、守ることが大事

運動するときの理想の心拍数である目標心拍数を自ら設定しましょう。目標心拍数の計算式は(220-年齢)×0.6～0.7です。(220-年齢)が最大心拍数です。目安としてダイエットに適した目標心拍数は最大心拍数の50%～65%だそうです。

終了時はウォーキングなどクールダウンをし、最後にストレッチをして、疲れた筋肉をほぐし筋肉痛の予防をしてください。

徐々に運動をする場合はけがをしないためにも、最初はウォーキングから始めて、筋肉を運動に慣れさせけがを予防しましょう。自分の体調を把握し、楽しく正しいジョギングをしましょう。

スポーツ推進委員 小泉

多賀町、栗栖でお世話になりました、本多志行です!

3月13日をもって「協力隊」任期を終え、東京に帰ることになりました

平成24年4月11日に「緑のふるさと協力隊」として多賀町栗栖に着任し約1年が経ちました、本音をいいますと着任前、着任当初は「地域のために何か行動を起こしたい!!!」という熱い気持ちはほとんどなく、ただ「田舎を体験したい」または「自分の経験になるようなことをしたい」という自分本位な考えでした。

1年間さまざまな活動を行う中で、ここで受けた恩をなんとかして返したいと思うようになりました。こういった気持ちになれたのも多賀町役場の方々、受け入れてくださった栗栖の方々、活動中や活動とは別で関わらせていただいた方々、皆さんが優しく暖かく対応して下さったからだと思えます。本当に人に恵まれた1年でした。「緑のふるさと協力隊」の任期である1年間は過ぎてしまいましたが、協力隊という意識は忘れずに任期中に蓄積した集落のお祭やその他の行事、農業や観光業に対する知識や疑問を生かし、年月を懸けて多賀町に住む人々、多賀町という地域に貢献したいと思えます。一度東京に帰ることになりましたが、またこの場所に帰ってきて多賀の人達と笑顔で過ごしたいと思えます。

今回の活動終了後に同期とホームページを作成し、活動中に撮らせていただいた写真を外部に発信していきたいと思えます。また、来年度以降は活動中とは違う目線での写真が撮れると思えますのでそれとあわせて多賀町以外の情報も発信していきたいと思えます。

「身をもって学ぶ」ということ

活動序盤、「謙虚」な姿勢で活動を行おうと気を付けていました。そのお陰もあってか当たり障りなく活動が進



▲サロン「ヒヤシンス」

んだと思えます。活動にも慣れてきてふと「そもそも謙虚ってなんだ?」という疑問が浮かびました。その日家に帰ってからすぐに調べたのですが、謙虚=「控えめでつましいこと、へりくだって、素直に相手の意見などを受け入れること」、「控えめでつましいやかなさま。自分の能力・地位におごることなく、素直な態度で人に接するさま」と書かれていました。「控えめで、おごらない」ということはこの言葉を調べる前から理解していたのですが、毎回「素直」という言葉が出てくることに引っかかりました。今までの理解では「素直というのは人の意見をすんなり受け入れること」くらいに思っていました。国語辞典には「素直」という言葉の欄に「従順」という言葉が載っていたと思えます。この文章からすると「素直」の中に「思考」が必要なさそうに見えるので、「謙虚」でいるためには素直であっても従順である必要はないのではないかと思えました。「素直であって従順ではない」というのは国語辞典からすれば矛盾した考え方もかもしれませんが、「素直に受け入れて自分の中で租借して出す」謙虚な姿勢を保つために、「素直」は受け入れるときにだけ使おうと決めました。

《身をもって学ぶ》これは農業や田舎で伝承されてきた行事に限らずこういった精神面での成長も含まれるものだと思います。もちろん収穫はこれだけではないですが、「緑のふるさと協力隊」として多賀町に来たからこそ学ぶことができたことだと思います。



▲お世話になった栗栖へと続く道



緑のふるさと協力隊の私の日々の活動はブログで発信しています。下記のアドレスからご覧ください。

<http://ameblo.jp/muneyuki19/>

粗大ごみ収集のお知らせ

指定日	収集場所	対象地域	時間
4月13日(土)	キリンビール社宅跡地(久徳中央公民館隣)	四手・大岡・八重練・土田・芹谷・脇ヶ畑地区・栗栖・一円・木曾・久徳・月之木・中川原	いずれも7時から9時まで
4月20日(土)	調整池駐車場(B&G海洋センター隣)	多賀・尼子・敏満寺・猿木・梨ノ木・佐目・南後谷・大君ヶ畑・グリーンヒル多賀	※今年度より時間を変更しましたのでご注意ください。
4月27日(土)	滝の宮スポーツ公園駐車場	川相・藤瀬・富之尾・榑崎・一ノ瀬・仏ヶ後・樋田・萱原・大杉・小原・霜ヶ原	

粗大ごみ収集を次のとおり実施しますのでお知らせします。なお、収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象地域の指定日をお守りくださるようご協力をお願いします。

家庭用でも回収できない主なもの
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、

エアコン、パソコン、オートバイ、スプリングマットレス、タイヤ、爆発物、危険物(例: バッテリー、ガスボンベ、消火器など)、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布、ピアノ
上記の(違反)粗大ごみはお持ち帰り願います。

杉の子祭

日時■5月11日(土) 10時~14時
場所■杉の子第1作業所、林業会館
内容■販売:花、焼き菓子、焼きそば、たこ焼き、炊き込みご飯 他/出し物:皆で歌おう、バルーンアート、ゲーム
お問い合わせ
杉の子作業所
(南)2-3972 電話48-2143

あるいてまいろう「多賀三社まいり」

日時■4月13日(土) ※小雨決行
9時20分集合 9時30分出発
集合場所■近江鉄道多賀大社前駅
お問い合わせ
多賀観光協会
(南)2-1553 電話48-1553
企画課
(南)2-2018 電話48-8122

第1回滋賀県警察官(A・大卒程度)採用試験

滋賀県警察本部では、警察官を募集しています!
第1次試験■5月12日(日)
試験場■滋賀大学 教育学部(大津キャンパス)
試験区分・採用予定人数■男性A/56人程度、女性A/10人程度
対象■昭和58年4月2日以降に生まれた男女で、四年制大学を卒業

または平成26年3月31日までに卒業見込みの方
受付期間■3月15日(金)~4月19日(金)まで
※詳しくは滋賀県警察のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/police/>)をご確認ください。
お問い合わせ
フレッシュサイコー
0120-204-314

必ずお守りください!

- ・上記の指定時間内に搬入してください。
 - ・家具などのガラスは、はずして燃えないごみに出してください。
 - ・事業活動(農業も含まれます)により発生したものは出せません。
 - ・石油ストーブなどは燃料抜きをしてから出してください。
 - ・カンなどは中身を取り除いてから出してください。
 - ・金属製品、木製品、その他の製品に分別し出してください。
- ※平成21年4月から、家電リサイクル対象品目として新たに「液晶テレビ」、「プラズマ式テレビ」、「衣類乾燥機」が追加されました。これらのものは粗大ごみ回収できませんのでご注意ください。

農業委員会開催のお知らせ

日時■4月16日(火) 14時~
場所■役場2階 大会議室
お問い合わせ
産業環境課
(南)2-2030 電話48-8117

よろず相談

今月の相談日■4月16日(火)
来月の相談日■5月16日(木)
時間■いずれも9時~11時30分
場所■多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」ボランティア室



広告募集中

引き続き広告の募集を受け付けています。詳しくは広報たが1月号20ページをご覧ください。

広告募集中

引き続き広告の募集を受け付けています。詳しくは広報たが1月号20ページをご覧ください。

相談・健診・予防接種・ひろばの案内



☆特記のない場合、会場は「多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷」です。

福祉保健課
(有)2-2021
(電)48-8115
fukushi@town.taga.lg.jp

すこやか相談	5月20日(月)	10時～11時	ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。
すくすく相談	5月14日(火)	10時～11時	子どもの健康、子育てに関する相談、身体計測

4カ月児健診	5月13日(月)	13時～13時15分	H24年12月生まれの乳児
10カ月児健診	5月13日(月)	13時15分～13時30分	H24年6月生まれの乳児
1歳6カ月児健診	5月1日(水)	13時～13時15分	H23年9月・10月生まれの幼児

☆各健診や予防接種には、必ず母子健康手帳・質問票または予診票をご持参ください。/1歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。詳しくは、福祉保健課までお問い合わせください。

予防接種名	対象年齢	実施時期と方法	種類
4種混合 (百日せき・破傷風・ジフテリア・不活化ポリオ) または 3種混合 (百日せき・破傷風・ジフテリア)	1期：生後3カ月以上～90カ月未満 2期(2種混合：ジフテリア、破傷風)：11歳以上13歳未満(小6相当の年齢)	1期初回：20日～56日間隔で3回接種 1期追加：3回目接種日から1年後に1回接種 2期：1回接種	
不活化ポリオ ※1	生後3カ月以上～90カ月未満	初回：20日～56日間隔で3回接種 追加：3回目接種日から1年後に1回接種	
日本脳炎 ※2	1期：生後6～90カ月未満(標準的な時期：3歳～4歳) 2期：9歳以上13歳未満(小3～4年)	1期初回：6日～28日間隔で2回接種 1期追加：2回目接種日から1年後に1回接種 2期：1回接種	不活化ワクチン(6日以上おいて別のワクチンが接種可能)
ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※3	生後2か月～5歳未満 (標準的な時期：生後2～7か月)	初回：4～8週間隔で3回接種 追加：3回目接種日から7～13月後に1回接種	
小児用肺炎球菌 ※4	生後2か月～5歳未満 (標準的な時期：生後2～7か月)	初回：27日以上の間隔で3回接種 追加：3回目接種日から60日以上に1回接種 (追加接種は、生後12～15月に至るまで)	
麻しん風しん混合	1期：12カ月以上～24カ月未満 2期：5歳以上7歳未満の年長児	1期・2期ともに1回ずつ接種	生ワクチン(27日以上おいて別の接種可能)
結核(BCG)	生後12カ月未満(標準的な時期：生後5～8カ月)	1回接種	

※1ポリオが未接種の方で、3種混合を1回以上接種されている場合は、不活化ポリオワクチンの接種になります。
 ※2平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方で、平成17年度に接種が差し控えられたことで接種が受けられなかった方については、20歳の誕生日を迎えるまでは、不足回数分を定期の予防接種として無料で受けられます。
 ※3ヒブ 生後7か月～1歳未満で開始の場合：初回2回、初回終了後7～13月後に追加1回計3回 生後1歳～5歳未満で開始の場合：1回のみ
 ※4小児用肺炎球菌 生後7か月～1歳未満で開始の場合：初回2回、初回2回目から60日以上後に追加1回計3回 生後1歳～2歳未満で開始の場合：初回1回、60日後に1回計2回 生後2歳～5歳未満で開始の場合：1回のみ

多賀町子育て支援センター(ささゆり保育園2階)/子ども家庭応援センター主催
(有)2-8137 (電)48-8137 kodomo@town.taga.lg.jp

わくわくランドで遊ぼう	月曜日～金曜日 9時～13時 13時～14時	子ども同士、親同士が遊んだり、語りあったりするのに利用してください。 子育て相談
お話しポケット	5月14日(火) 10時～	絵本・パネルシアターを楽しみましょう
おしゃべりデー	5月28日(火) 10時～	楽しく話しましょう
にじ・きりん広場	5月8日(水) 10時～	春をいっぱい感じてお外で遊びましょう
ぺんぎん広場	5月15日(水) 10時～	多賀町子育て支援センター(ささゆり保育園2階)
こあら広場	5月22日(水) 10時～	★持ち物…水分補給のためのお茶、帽子など

平成25年5月 多賀町 し尿収集カレンダー

日(曜日)	午前		午後	
	集	落	集	落
2日(木)	萱原①・川相①		萱原①・川相①	
7日(火)	久徳①②		久徳①②	
9日(木)	月之木①②・多賀①・猿木①②		月之木①②・多賀①・猿木①②	
14日(火)	一円①②③・木曾①②③		一円①②③・木曾①②③	
16日(木)	一之瀬①・大杉①・仏ヶ後①		不定期	
17日(金)	敏満寺①②③・藤瀬①		敏満寺①②③・藤瀬①	
21日(火)	霜ヶ原①・南後谷①・八重練③・栗栖②③		不定期	
23日(木)	土田①②・中川原①・河内③・榑崎①		土田①②・中川原①・河内③・榑崎①	
24日(金)	佐目①②・四手①②		佐目①②・四手①②	
28日(火)	大君ヶ畑①②		不定期	
30日(木)	多賀②③		多賀②③	
31日(金)	大君ヶ畑③		大君ヶ畑③	

※不定期でお申し込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。
 ①は1カ月に1回、②は2カ月に1回、③は3カ月に1回でのお申し込みを表し、「萱原①」とある場合は1カ月に1回で申し込みいただいた萱原のお宅を収集させていただけます。なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申し込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

おたのしみ クロスワード

①		⑦		⑨
			⑧	
②	⑥			
			⑤	
③				

ヨコのカギ
 ①判断や処理をその時点でせず、先に延ばすこと。○○○くり
 ②自国産の馬
 ③19ページ。これで気分爽快!
 ④ワタの種子に付いている白くてやわらかな綿毛。コットン
 ⑤中国語で七

タテのカギ
 ①富士五湖の一つ
 ⑥8ページ。集団散布用○○○剤購入補助金要綱を制定しました
 ⑦重いこと。また、その程度
 ⑧麻雀で、鳴かずに和了した清一色のこと
 ⑨2ページ。農山村のつどいで休憩時にシカ肉のこれを試食しました

先月号の答え

オ	モ	イ	ヤ	リ
タ	カ		ト	ツ
フ		コ	ウ	シ
ク	ジ	バ		ユ
	ホ	ン	ニ	ン

「カファン(花粉)」でした。

ひとのうごき
平成25年2月末現在()内は前月比

- 人口 7,806人 (-4)
- 男性 3,729人 (-2)
- 女性 4,077人 (-2)
- 世帯数 2,685人 (+2)
- 転入 11人
- 転出 12人

問題 クロスワードを回答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。
ヒント：ハハコグサ、ヨモギ

□ □ □ □

答えがわかったら▶郵便はがきで、解答と住所・氏名を記載のうえ「広報たが」へのおたよりやご意見を企画課までお送りください。Eメール・有線FAXでもOKです。

有線FAX 2-2018
kikaku@town.taga.lg.jp

締め切りは4月30日(火)です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈します。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。
 なお、おたよりの内容で抽選をすることはありません。内容に関係なく抽選しています。

おめでた・おくやみ

<p>結婚しました!</p> <p>♥北村 勝彦 ♥桑原 悠加 ♥中村 明夫 ♥中澤 啓子</p>	<p>生まれました!</p> <p>☆青谷 海音(拓矢・みはる) ☆市田 実花(尚也・弥生)</p>	<p>おくやみ申し上げます</p> <p>◆北村 喜八 89歳 ◆藤本志ずゑ 102歳 (敬称略)</p>
--	---	--

お詫びと訂正 広報たが3月号で誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
 27ページ おたのしみクロスワード 先月号の答え ⑦「タコアゲ(扇揚げ)」⑨「マメマキ(豆まき)」でした。

3月1日	0.07
3月15日	0.08

※役場前にて、9時の3回測定平均値



▼携帯電話からも「たがのホームページ」が見られます。このQRコードを携帯電話で読み取ってご覧ください。

www.tagatown.jp

広報たが4月号 発行■多賀町役場 編集■企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 074948-8126 毎月発行

R70
「広報たが」は地域の閑雑材を
活用した用紙を使っています
(古紙・リサイクル紙・針葉樹紙(リサイクル30%))

ウグイス
[Cettia diphone]
町の鳥



スギ
[Cryptomeria japonica]
町の木



ササユリ
[Lilium japonicum]
町の花



4月の時間外交付

12^(金)日 と 26^(金)日

19時まで受付します。

税務住民課(住民) 有2-2031 電48-8114

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたくしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定

編集後記 ■先月号と今月号の一番大きな違いは何でしょう? ……答えは表紙がカラーになったことです。答えがパツと浮かんだ方、広報を気にして読んでいただいております。何だろうと一瞬お考えになった方、もっとしっかり読んでいただける広報紙になるよう頑張っていきますので、これからも広報たがをよろしくお願ひします。

kikaku@town.taga.lg.jp (c)
「広報たが」についてご意見などありましたら上記アドレス(企画課)にメールをお送りください。

写真提供 ■多賀写真クラブ 品居九一郎

撮影日時 ■4月

撮影場所 ■多賀大社 春大祭

